

『これからの内部通報システム』 正誤表

該当箇所	誤	正
192 ページ	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該労働者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の<u>就業条件の整備等</u>に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。第 4 条において「労働者派遣法」という。）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第 1 号に規定する労働者派遣をいう。第 5 条第 2 項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者</p> <p>三 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該労働者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の<u>保護等</u>に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。第 4 条において「労働者派遣法」という。）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第 1 号に規定する労働者派遣をいう。第 5 条第 2 項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者</p> <p>三 (略)</p>
194 ページ	<p>(解釈規定)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 第三条の規定は、<u>労働基準法 18 条の 2</u>の規定の適用を妨げるものではない。</p>	<p>(解釈規定)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 第 3 条の規定は、<u>労働契約法（平成 19 年法律第百 28 号）第 16 条</u>の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>3 <u>前条第一項の規定は、労働契約法第 14 条及び第 15 条の規定の適用を妨げるものではない。</u></p>
196 ページ	<p>(検討)</p> <p>第 2 条 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(検討)</p> <p>第 2 条 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(以下略)</u></p>